

第3章 計画目標

1 東浦町がめざす環境像

みんなでつくろう！ 環境を大切にすまち・ひがしうら

本町がめざす環境像は、将来に実現する環境面での姿であり、いわば「東浦町の環境を守る基本計画」を進める上での住民・事業者・行政の共通のスローガンです。

この環境像では、「環境を大切にすまち」をめざし、地域の生活環境や自然環境から地球環境に至るまで、あらゆる環境を大切にしているまちが実現しているという意味を込めています。

また、その実現にあたっては、住民・事業者・行政が協働により創り上げるといった社会の姿をめざすため、「みんなでつくろう！」と呼びかける形としています。

2 東浦町の環境目標

本町がめざす環境像を実現するための環境目標は、「環境を大切にすまち・ひがしうら環境宣言」に定められている下記の4つとし、それぞれについて方針や施策の展開を図ります。

<環境目標>

- (1) 自然とうるおいを大切にす共生のまちづくり
- (2) いのちと健康を大切にす安全のまちづくり
- (3) ものとエネルギーを大切にす循環のまちづくり
- (4) 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

目標1 自然とうるおいを大切に共生のまちづくり

本町は名古屋市の30km圏内にあり、樹林地やため池等の多くの自然空間、鳥類・魚類・植物等の多くの生物種が存在しています。飛山池は全国的な貴重種であるオニバスの生息地となっていますが、現在は自生が確認されていない状況です。なお、於大公園では保護活動の一環として、オニバスの栽培を行っています。

また、市街地周辺に広がる農地は、食料生産の場だけではなく、自然の水源、生物生息空間等、環境保全機能を果たすものとして大切な資源となっています。

その一方で、都市の発展に伴い宅地化が進み、樹林地や農地は減少が続いており、昔は容易にみられたメダカやホタル等の生物の生息地も減少しています。

まちの中の四季を感じる緑や水辺、本町の特徴を際立たせる風景や歴史・文化資源は、生活にうるおいとやすらぎを感じさせてくれます。

今後の本町の発展に際しては、第5次東浦町総合計画の土地利用計画に基づくまちづくりを推進することにより、自然との共生を図ります。人々が大切と感じている自然やうるおい、発展や住民生活との共生の実現が、本町の環境を守る重要な要素です。

目標2 いのちと健康を大切に安全のまちづくり

従来の環境問題といえば、典型7公害と呼ばれる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下があります。本町において生活環境に影響を及ぼしていることとして、河川やため池等の水質汚濁、幹線道路沿道の騒音や大気汚染等がありますが、最近ではまちのごみや犬のふん害、近隣からの騒音等に対する意見や苦情も多くなっています。

かつての多くの公害は事業所が原因者、住民は被害者でしたが、最近では、住民が原因者にもなる場合が増加する等、その状況も多様化しています。

また、従来型の公害ではない、ダイオキシン類や環境ホルモンと呼ばれる有害化学物質による健康への影響が懸念されるようになり、住民の関心も高まっています。

一方、本町はあいち健康の森を核とした、健康をキーワードとした町のさらなる発展が期待されています。住民生活の基本であるいのちと健康を守るため、多様化している公害の発生を防ぐことが、本町の環境を守る重要な要素です。

目標3 ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくり

大量生産・大量消費・大量廃棄という言葉で代表されるこれまでの経済活動は、化石燃料資源の消費、二酸化炭素排出量の増加により、人類の生存をも脅かす地球レベルの環境問題を引き起こしています。

これらは人々の暮らしや事業活動がものとエネルギーを大量に消費し、自然の再生・浄化能力を超える環境負荷をかけてきたことに起因しています。

この問題解決のためには、地域住民と将来世代が共有している地球の資源を大切に使うことが必要です。大切に使うとは、必要不可欠な量だけを使い（リデュース）、ごみをできる限り減らすとともに、繰り返し使えるものは何度でも使い（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）ということです。これは、本来自然界が有する循環というシステムと同じです。元来の自然界ではごみは発生せず、絶えず再利用されながら元のところに戻ってきます。

こうしたことから、ごみの減量、地球温暖化の防止を図るため、ものとエネルギーを大切に作る循環のまちづくりを行うことが、本町の環境を守る重要な要素です。

目標4 住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

生活排水による河川の汚れやエネルギー消費に伴う地球温暖化問題等、住民生活に起因する環境問題が増加し、住民生活のあり方と環境との関係を考えることが重要になっています。

環境を大切に作るまちづくりは、行政のみならず、地域で生活する住民、地域で活動する事業者がともに考え、行動することが必要です。「自分のまちは自分たちで住みよくしよう」「地球環境の保全のために地域から行動しよう」という機運は本町の住民にも着実に高まっており、住民の想いを行動につなげるため、住民の参加機会をつくり、参加を促すための環境学習等に取り組む必要があります。

また、行政自らの事務や事業において、率先して環境に配慮した行動を行う必要があります。

このように、住民や事業者と行政がそれぞれの取組において環境に配慮するとともに、お互いが対等なパートナーシップにより協働できる仕組みを整えることが、本町の環境を守る重要な要素です。

3 施策体系と施策別計画の構成

- ・ 施策体系においては、4つの「環境目標」の下に、「基本方針」を設定し、さらに「基本方針」ごとに「基本施策」を設定します。(次ページ参照)
- ・ 施策別計画においては、「基本施策」ごとに「施策の方向性」「現状と将来目標」「施策」「取組における役割」を記載します。

【施策の方向性】	項目ごとの現況、課題や今後のめざすべき方向性を記載します。
【現状と将来目標】	本計画の終了年度である平成32年度に達成をめざす目標を記載します。
【施策】	<p>中間見直し版の計画期間である平成28年度から平成32年度までに実施する施策の内容を記載します。「施策」の内容については、本町の現状・課題を踏まえて、当初版策定時の「東浦町の環境を考える会」からの意見や提案を基本部分として設定しています。</p> <p>県の支援施策の情報提供、住民や事業者への普及啓発など、施策を推進するために行う取組を「施策推進のためのその他の取組」として記載します。</p>
【取組における役割】	各施策に対し、「住民」「事業者」「行政」のそれぞれの立場で取り組むべき事項や役割を記載します。

- ・ 本計画の目標を達成し、環境を守り後世に引き継ぐためには、行政施策による取組だけでは不十分であり、住民や事業者による取組も不可欠になります。東浦町においても協働のまちづくりを推進しており、本計画でもこの趣旨を踏まえて、「住民」「事業者」「行政」の役割と協働により環境を守ることを、取組の基本的考え方とします。
- ・ 「第5次東浦町総合計画」において「重点施策3 自然と調和した環境形成」として掲げる施策については、本計画においても重点的に取り組む施策として位置づけます。
(第4章 施策別計画の施策において★で記載しています。)

<第5次東浦町総合計画 重点施策3：自然と調和した環境形成>

(1) 地球温暖化対策の推進

主な事業	本計画の関連施策
行政バス運行事業	3-2-1
パーク&ライド事業	3-2-1
住宅用地球温暖化対策機器設置推進事業	3-2-1 3-2-2

(3) 緑のネットワークの形成

主な事業	本計画の関連施策
里山の保全活動事業	1-1-1 1-2-1
緑化推進事業	1-1-3
都市緑化推進支援事業	1-1-3
生垣設置支援事業	1-1-3

(2) 自然環境保全の推進

主な事業	本計画の関連施策
自然環境学習の森運営事業	1-2-1 4-1-1
合併処理浄化槽設置補助事業	2-1-1
自然と共生する地域づくり事業	1-2-1 4-1-1
環境教育活動事業	4-1-1 4-1-2

(4) 農地の保全と活用

主な事業	本計画の関連施策
農地利用集積事業	1-1-2
地域農政総合推進事業	1-1-2